# 山口県社会福祉法人経営青年会運営規程

## (性格)

- 第1条 この会は、山口県社会福祉法人経営者協議会(以下「県経営協」という。) 会則第12条に基づいて設置される。
  - 2 この会は、県経営協会則同条第1項2号に基づく本運営規程により運営されるものである。

## (名 称)

第2条 この会は、「山口県社会福祉法人経営青年会」(以下「本会」という。)と称する。

## (目 的)

第3条 本会は、山口県下の社会福祉法人及び社会福祉施設に従事する青年経営者等 の資質向上のため、社会福祉施設の経営に関する研究、及び研修を行うことを 目的とする。

#### (事業)

- 第4条 本会は、前項の目的を達成するために、下記事業を行う。
  - (1) 会員の資質向上のための事業
  - (2) 社会福祉法人・施設における経営、財務、労務等諸問題に関する研究
  - (3) 会員相互の情報交換、研鑽及び交流
  - (4) 県経営協事業への協力
  - (5) 全国社会福祉法人経営青年会活動への協力
  - (6) その他本会の目的達成のための事業

## (会 員)

- 第5条 本会の会員は、満50歳未満の社会福祉施設青年経営者等とする。
  - 2 会員は、満50歳に達した年度末をもってその資格を失う。

## (入 会)

第6条 本会への入会は、所属法人の理事長の推薦を得たものについて、本役員会が 承認するものとする。

## (退 会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもって、その旨を届けなければならない。

#### (除 名)

第8条 会員が会員たる義務、及び全国経営協「倫理要領」に反し名誉を毀損したときは、役員会の議決を経て除名することができる。

## (役 員)

- 第9条 本会に、次の役員を置く。役員は、総会において選出する。
  - 会長 1名、 副会長 2名、 幹事 若干名
  - 2 会長は、本会の設置趣旨に基づき、会務全般を掌握する。
  - 3 会長は、全国社会福祉法人経営青年会の県選出委員とする。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは副会長がその職務を代理する。

5 幹事は、幹事会を構成し、総会の承認を経て、本会の事業の企画・立案、運 営等にあたる。

#### (相談役)

- 第10条 本会に相談役を置くことができる。
  - 2 相談役は、県経営協会長から推薦されたもの者1~2名をもってあてる。

## (任期)

- 第11条 役員及び相談役の任期は2年とし、任期途中で欠員が生じた場合は、時期総会で補充する。
  - 2 前項の規定により補充された役員及び相談役の任期は前任者の残存期間と する。
  - 3 役員の任期は、県経営協役員の任期と同一とする。

## (総 会)

- 第12条 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び決算に関する事項
  - (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
  - (4) その他、会長が付議した事項
  - ア 総会は、毎年1回以上会長がこれを招集する。
  - イ 総会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
  - ウ 総会の議事は、特段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数で決し、 可否同数の場合は、議長の決するところによる。
  - エ 総会の議長は、その都度出席会員の互選により選出する。

## (県経営協との連携)

- 第13条 県経営協との連携を図るために、本会事業計画、予算等所要の事項について は、県経営協と協議し調整する。
  - 2 本会会長は、県経営協の理事とする。

#### (運営規程の変更)

第14条 本運営規程を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

附 則

1 この会規程は平成13年4月1日から施行する。

附則

1 この会規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この会規程は平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この会規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この会規程は平成27年5月11日から施行する。